

輸入住宅の取り扱いについて

- 今般、輸入住宅資材（海外で生産された住宅ユニット等）を用いて応急仮設住宅の供給を行おうとする事業者の提案について、応急仮設住宅の発注主体である被災県の要請を受け、事前整理の受付を行うところ。

- 受付業務は、岩手県、宮城県、福島県の要請を受け、国土交通省の支援のもと、すまいづくりまちづくりセンター連合会（以下「連合会」という。）が実施するもので、連合会において事業者の提案を受け付け、提案内容を整理した事業者リストを作成し、被災県へ提示することで、被災県による仮設住宅の調達を支援することを目的とする。

※リストへの記載は県の発注を約束するものではなく、記載されても採用されない場合がある。

- 被災 3 県においては、提示されたリストをもとに、提案内容を総合的に検討し、採否を含め判断することとする。

【提案受付期間】

平成 23 年 4 月 15 日（金）～平成 23 年 4 月 25 日（月）

輸入住宅資材を用いた 応急仮設住宅の提案に係る 事前整理受付要領

平成23年4月15日

1.目的

東日本大震災の被災地における応急仮設住宅の建設促進を図るため、輸入住宅資材(海外で生産された住宅ユニット等)を用いた応急仮設住宅の供給事業者による提案を受け付け、提案内容を事前整理した供給事業者リストを作成し、県へ提示することで、県による応急仮設住宅の調達を支援することを目的とする。

2.受付期間

平成23年4月15日(金)から4月25日(月)まで(当日消印有効)

3.仮設住宅の建設対象地域

岩手県、宮城県、福島県

4.提案者の要件

- (1) 提案者は、提案する住宅を建設する日本国内の建設事業者、共同企業体(団体)とし、共同企業体(団体)の場合は、その構成員に日本国内の建設業者を含むこと。
- (2) 応急仮設住宅の生産能力(100戸以上)があり、被災県からの指示後、直ちに着手し、概ね2カ月間で、電気、ガス、給排水、浄化槽等の工事も含め、建物を完成させる能力がある者であること。
- (3) 建設業法に基づく建築工事業に係る建設業の許可を有していること(共同企業体(団体)の場合は、構成員のうち少なくとも一社が要件を満たすこと。)
- (4) 仮設住宅の供用期間中(当面2年間。その後の延長期間も含む。)の建物及び付帯施設等の維持管理(補修を含む。)を適切に行うことができる体制が整備されていること。
- (5) いずれの県の指名停止基準に基づく指名停止も受けていないこと。また建設業法に基づく営業停止の処分を受けていないこと。
- (6) 工事にあたり関係法令を遵守すること。
- (7) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではなく、かつ、暴力団その他の反社会的勢力の排除を徹底できるものであること。
- (8) 個人情報被災県、警察その他の公的機関に提供されることについて同意すること。

5.供給する応急仮設住宅の仕様等の要件

- (1) 別紙の提案シートのうち、必須項目の全てを満たす住宅を供給できること。
- (2) 供給価格(概算)(以下のものが含まれる。)が妥当であること。
 - ① 建物本体工事費(寒冷地対応)
 - ② 電気、給排水衛生設備工事等の本管等との接続にかかる費用(必要な場合は浄化槽を含む。)
 - ③ 火災保険料等の建物本体及び付帯施設の維持管理費
 - ④ 標準的な外構整備費
 - ⑤ 関税、消費税等一切の税※ 価格は固定的なものではなく、被災県において定められますが、過去の災害時における応急仮設住宅の供給価格として500万円程度(買い取りの場合で、解体費等を除く。)の例があります。

6.提案方法

別紙提案書 に次の資料を添付した図書(A4版左綴じ5部)を7の宛先まで送付すること。

- ① 提案シート
- ② 代表者の会社概要及び役員名簿
- ③ 住宅ユニットメーカーの会社概要(代表者がメーカーでない場合)
- ④ 提案シートの内容が確認できる設計図書(平面図、立面図、設備図、仕上げ表、写真等)

- ⑤ 建設業法上の建築工事業に係る建設業許可通知書の写し
- ⑥ 誓約書

なお、国または地方公共団体入札参加資格通知書があれば、その写しも添付すること。

7.受付期間及び提案図書の宛先

○受付期間

平成23年4月15日(金)から4月25日(月)まで(当日消印有効)

○宛先

〒150-8503

東京都渋谷区渋谷2-17-5 シオノギ渋谷ビル7階

一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会

「輸入住宅資材を用いた応急仮設住宅提案事前整理受付事務局」

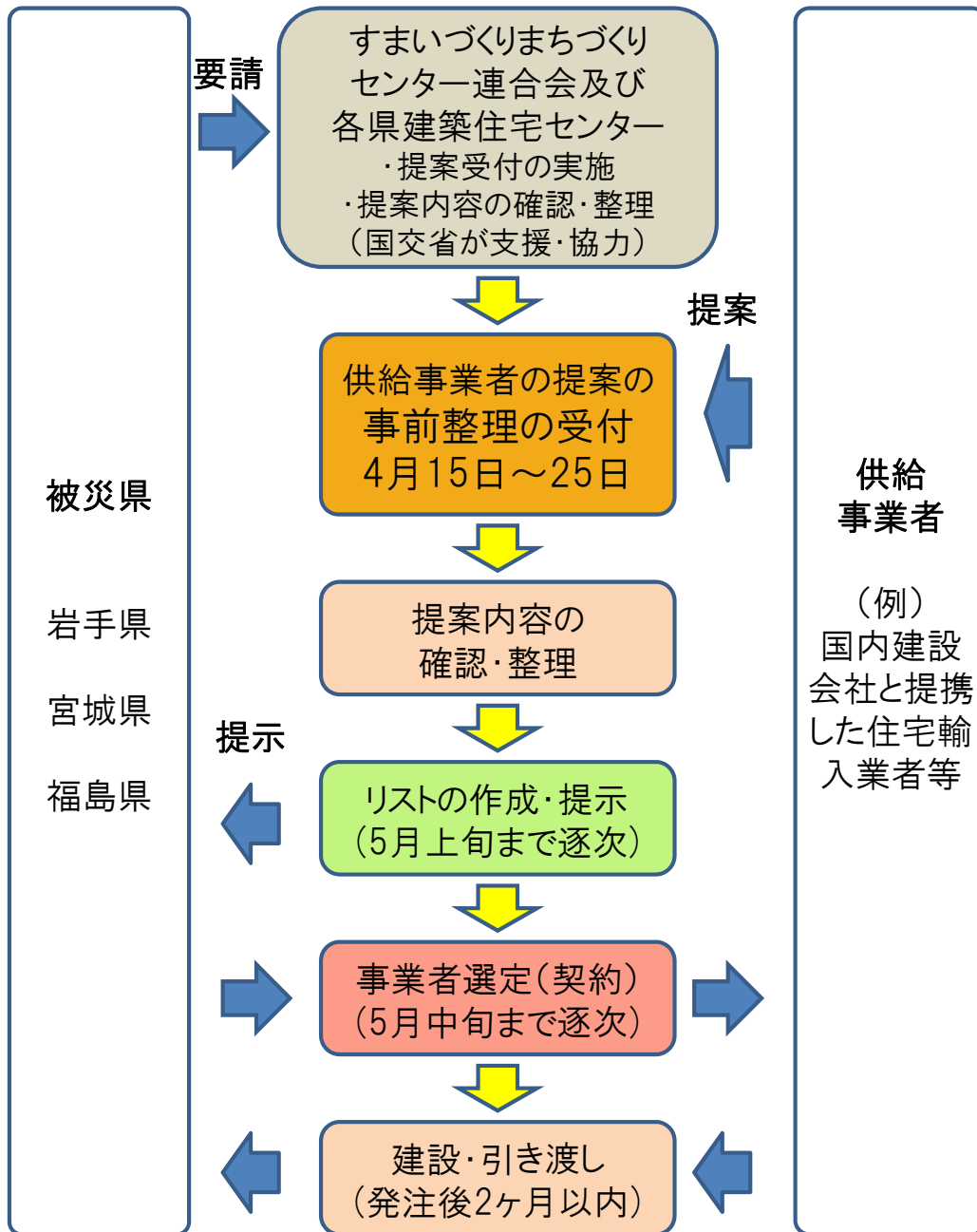
((財)東京都防災・建築まちづくりセンター内)

TEL:03-6418-4826(代表)(平日9:30~17:30)

8.留意事項

- 応急仮設住宅の発注を各県から受ける前に、建設資材の見込み生産等を行い、発注を受けることができずに生じた損害については全て自己負担となること。
- 応急仮設住宅の発注を各県から受けるまでに、建設資材の流通を損なうような不当な買占め等を行わないこと。
- 応急仮設住宅の建設にあたっては、地元の建設業者や地場産材の活用・雇用の確保に配慮すること。

輸入住宅資材を用いた応急仮設住宅の
供給事業者提案に係る事前整理受付フロー



輸入住宅資材を用いた応急仮設住宅の提案書

提案者 住 所 _____

会 社 名 _____
(団体等名)

代表者名 _____ 印

標記について別紙資料を添付の上、提出します。

なお、この提案書及び添付書類の記載内容は、輸入住宅資材を用いた応急仮設住宅の提案に係る事前整理受付要領に従い、その留意事項を理解した上で提出するものであり、事実と相違ありません。記載内容が事実と異なることが判明した場合は、提案を取り下げます。

添付書類

1. 提案シート
2. 代表者の会社概要及び役員名簿
3. 住宅ユニットメーカーの会社概要（代表者がメーカーでない場合）
4. 提案シートの内容が確認できる設計図書（平面図、立面図、設備図、仕上げ表、写真等）
5. 建設業法上の建築工事業に係る建設業許可通知書の写し
6. 誓約書

※ 国または地方公共団体入札参加資格通知書があれば、その写しも添付

(事務担当者)

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

電話番号 _____

F A X _____

E-mail _____

提案住宅供給事業者 (複数者の共同企業 体等の場合は、構成 員のうちの少なくと も一社は建設業許可 を受けていること。)	提案者 (別紙提案書 に記載の代 表)	会社名 (団体 等は団体名)	※建設業許可、公共発注工事の受注の有資格業者登録がある場合はその番号を併記
		代表者氏名	
		担当者名 (所属)	
		住所	
		連絡先 電話番号	
		FAX番号	
		E-mail	
	団体等の 場合は 全ての 構成員 (この様式に記入し きれない場合、主た る構成員を記入し、 その他の構成員につ いては名簿を添付)	会社名	
		代表者氏名	
		住所	
		建設業許可	
		会社名	
		代表者氏名	
		住所	
		建設業許可	
		会社名	
		代表者氏名	
		住所	
		建設業許可	
		会社名	
		代表者氏名	
		住所	
		建設業許可	
主要な住宅ユニットのメーカー (提案者の代表がユニットの メーカーでない場合)		会社名	
		代表者氏名	
		担当者名 (所属)	
		国名・住所	
		連絡先 電話番号	
		FAX番号	
		E-mail	
	主要な住宅ユニットの メーカーの代理店	会社名	
		担当者名 (所属)	
		住所	
		連絡先 電話番号	
		FAX番号	
		E-mail	

事 項			確認【*…必須項目】 (供給体制等が対応できる場合はチェックする。補足があれば右覧に記入。)	
資材の 確保・ 搬送	資材の確保見込み	必要な資材は確保できる。 ※必要な資材については住戸仕様を参照	* ☐	
	建設地までの資材搬送手段の確保見込み	建設地までの搬送は自社で行うか又は搬送事業者を自社で確保する。	* ☐	
	搬送方法	資材はトラックに積載して搬送できる(搬送可能な最小のトラックの大きさを記載)。	* ☐	トラックの 大きさ トン
施工体 制	建築工事業者の確保見込み ※建設業者の参加が不可欠。	建築工事は自社で行うか又は建設事業者を自社で確保する。	* ☐	
	設備工事業者（給排水・電気工事等）の確保見込み	設備工事は自社で行うか又は設備工事業者を自社で確保する。	* ☐	
入居後の管理体制の確保状況		入居後の施設管理（修繕対応等）は自社で対応するか管理事業者を自社で確保する。	* ☐	
解体時の処理方法		解体時に再利用しやすい仕様となっている。	* ☐	
供給対象地域		供給可能地域に○をつけてください。（特定地域に限られる場合はその地域を記載）	岩手県 ・ 宮城県 ・ 福島県 ()	
供給開始可能時期見込み。		供給開始可能となる時期	月 日ごろ	
供給可能戸数見込み。 ※入居可能な状態となる戸数		受注後30日間での建設可能戸数。	戸	
		受注後45日間での建設可能戸数。	戸	
		受注後60日間での建設可能戸数。	戸	
供給価格（概算） [2DKタイプ1戸当たりの概算金額で記入]		本体（寒冷地対応）の資材費、建設費、設備費（必要な場合は浄化槽を含む。）、標準的な外構整備費及び各種税金を含む。（買い取りの場合）	円	
		（独自の積算の場合、その内訳と価格）	円	
		リース（2年間）が可能な場合、その価格	円	

<延床面積、建築構造>

1戸あたりの延床面積 ※30㎡程度を標準とする。	※標準サイズが複数タイプある場合は各タイプの床面積 (m ²)		
建築構造（○をつけてください）	鉄骨造 木造 鉄筋コンクリート造 その他 ()		
基礎工法（○をつけてください）	木杭 ブロック 鉄筋コンクリート その他 ()		

事 項			確認【*…必須項目】 (供給する住宅が対応している場合はチェックする。補足があればその概要を記載。)			
プラン	1	キッチン、浴室、トイレ、洗面スペースを設ける。	* ☐			
	2	居室の数 (上記スペースを除き1室以上)	☐	室		
	3	居室の1室を畳敷きにできる。	☐			
	4	居室の天井高さは2.1m以上確保できる。	* ☐	m		
屋根・外壁・界壁等	5	屋根、外壁材は、不燃材で仕上げられている。 ※木造で建築する場合、発注者の指示により、屋根仕上げのみ不燃材とする。		* ☐		
	6	屋根、天井、壁、床等の仕様について、材料名、厚さ及びホルムアルデヒド対策（建材の発散等級が認証されている場合はその等級、不明・未試験の場合はその旨、記載。）を記入してください。				
		下地材（断熱材含む。） ※断熱材は天井：グラスウール10K相当100mm以上、 床・外壁：グラスウール10K相当50mm以上が標準。		仕上材		
			材料名・厚さ	ホルムアルデヒド対策	材料名・厚さ	ホルムアルデヒド対策
		屋根				
		天井				
		外壁～内壁				
		戸境壁（界壁）				
		間仕切り				
		床				
7	玄関に庇、風除室を設けることができる。		☐			
8	構造的に安定していること（耐風性能（岩手県：34m/s 宮城県・福島県：30m/sの風力に耐える構造。）、耐雪性能（1mの積雪加重を考慮）など）		* ☐			
9	床下に雨水等が溜まらないように措置している。		* ☐			
電気設備	10	「電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年三月二十七日通商産業省令第五十二号）」及び「内線規程（JEAC8001-2005）」に適合している。		* ☐		
	11	単相3線式 100V/200V 30A とする。		☐		
	12	コンセントの形状は日本の形状である。		* ☐		
	13	コンセントは、居室、台所に設置し、各室とも2ヶ所（2連）ある。		☐		
	14	エアコン用、冷蔵庫用、洗濯機用、電子レンジ用コンセントについては、接地端子付である。		* ☐		
15	その他のコンセントとして、ガス漏れ警報器用、換気扇用、屋外給湯器用（防水2連接地端子付）がある。		☐			

事 項		確認【*…必須項目】 (供給する住宅が対応している場合はチェックする。補足があればその概要を記載。)	
電気設備	16 エアコンを標準仕様として設置し、居室にエアコン用コンセント、エアコン用スリーブを設けている。	☐	
	17 各居室、台所、便所、浴室、玄関に照明器具を設置する。	* ☐	
	18 台所、居室に火災警報機を設置する。(台所は熱式、居室は煙式)	* ☐	
	19 TVアンテナを棟毎に設置し、電源を共用回路とするとともに、各住戸に1ヶ所TV端子を設置する。	* ☐	
	20 通線用(TEL用)スリーブを設置する。	☐	
	21 各棟に防犯灯2台を設置する。	☐	
	22 結露対策として小屋裏に換気扇若しくは換気口を設置する。	☐	
設備機器	23 汚水は下水道本管に接続できない場合は浄化槽を設けて処理する。	* ☐	
	24 給水装置は水道法の性能基準適合品とする。 ※工事に当たっては各地方公共団体の指示に従うこと。	☐	
	25 浴槽を設置する。(シャワーのみの場合はその旨、記載)	☐	浴槽深さ cm
	26 便所、浴室、台所に換気扇を設置する。 ※台所換気扇は羽根サイズ200mm程度とする。	* ☐	
	27 給湯器は発注者の指示により、LPG仕様又は都市ガス仕様若しくは電気仕様とし、給湯能力はガス仕様では16号程度、電気仕様では370L程度とする。※機器、ポンペ等の仕様、設置方法についてはガス事業者・電気事業者の指示に従うこと。	☐	
	28 風呂、洗面、台所に給湯する。	* ☐	
	29 台所にガスコンロ(2口、グリル付き)を設置する。	☐	
30 洗濯機用の給水、排水設備、洗濯パンを設置する。	* ☐		
付帯設備	31 浴室、トイレに手すりを設置する。	☐	
	32 鍵をかけることのできる窓とする。	* ☐	
	33 カーテンレール及びカーテンを取り付ける。	☐	
	34 窓に網戸を設置する。	☐	
	35 物干し金物を設置する。	☐	
	36 その他、通常、住宅において必要と認められる次の設備等を設置する。 ・団地案内版、棟番号、室名札 ・トイレのペーパーホルダー・タオル掛け ・消火器 等	☐	

※「*」印のない仕様は必須ではありませんが、標準的な仕様を示すものであり、県による採択判断の際にはその仕様の有無が考慮されます。

※被災県との正式の契約時に仕様の追加、変更等がなされる場合があります。

岩手県御中
宮城県御中
福島県御中

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、

- 1 工事にあたり、関係法令を遵守します。
- 2 下記の者に該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 3 県と契約することとなった場合、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約を締結することはありません。
- 4 下請者等契約の相手方が下記に該当する者であることが判明した場合は、契約を解除します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- 6 個人情報が被災県（岩手県、宮城県、福島県）、警察その他の公的機関に提供されることについて同意します。

記

- 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印